

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

印下第186号

令和6年6月13日

千葉市長 神谷 俊一 様



提出者

住 所 千葉市美浜区磯辺8-24-1

氏 名 千葉県印旛沼下水道事務所

所 長 住田 厚志

電話番号 043-279-1231

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

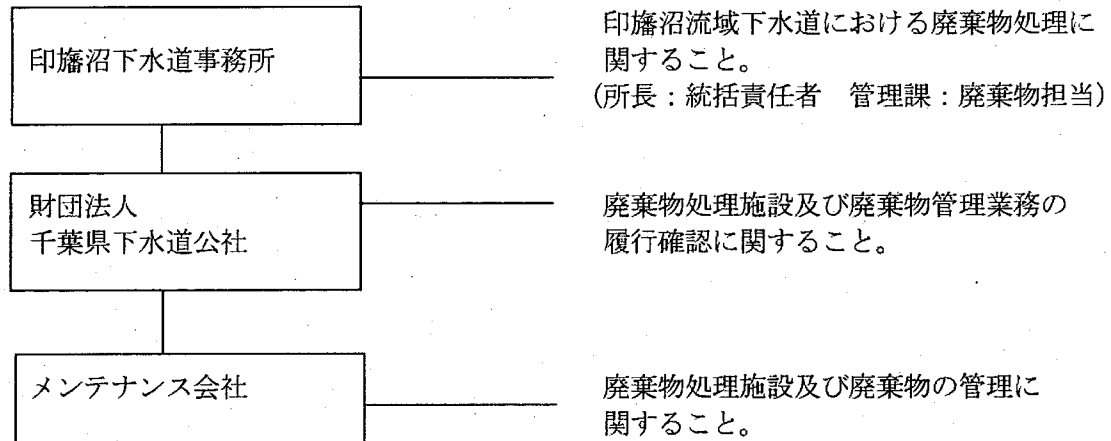
事業場の名称	印旛沼流域下水道花見川終末処理場
事業場の所在地	千葉市美浜区磯辺8-24-1
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 /
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類 電気・ガス・熱供給・水道業 中分類 水道業 小分類 下水道業
②事業の規模	前年度の汚水処理量 92,855,024m ³
③従業員数	127名 (内訳 事務所25名、公社7名、メンテナンス会社95名)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	排出量	568,579 t	232 t
	↑ 汚泥=BP脱水機投入汚泥量568,408+しさ・沈砂171.39 =568,579.39 燃え殻=廃珪砂搬出量=232.47 (これまでに実施した取組) ・ 下水道の整備、普及に伴い、前年度より流入汚水量の増量が見込まれ、排出抑制は難しい。		
	【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
		汚泥 (しさ・沈砂)	
	排出量	577,400 t	220 t
	↑ 汚泥=BP脱水機投入汚泥量577,400 汚泥(しさ・沈砂)=170 燃え殻=廃珪砂=220 (今後実施する予定の取組) ・ 汚水の流入の制限はできないため、排出抑制も困難である。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 廃棄物を種類ごとに分別し、発生した廃棄物の速やかな搬出を実施。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 引き続き、廃棄物の種類、性状に応じた分別に取り組む。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・自社での再生利用はなし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・今後も自社での再生利用計画はなし。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	565,782 t	0 t
	$\uparrow$ 減量分=発生汚泥量-（発生灰量+直接再利用委託脱水汚泥量） 汚泥発生量(BP脱水機投入汚泥量568,408)-(焼却灰量(湿灰)2,208.98+脱水汚泥直接再利用委託量416.61)=565,782.41		
	（これまでに実施した取組） ・脱水及び焼却による発生汚泥の減量化		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	572,400 t	0 t
	$\uparrow$ 減量分=発生汚泥量-発生灰量-脱水汚泥搬出量(再生利用) 汚泥発生量(BP脱水機投入汚泥量577,400)-焼却灰量(湿灰)2,300-脱水汚泥搬出量(再生利用)2,700 =572,400		
	（今後実施する予定の取組） ・脱水及び焼却による発生汚泥の減量化を継続する。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・埋立処分場を所有していない。 ・自社での埋立及び海洋投入処分実績なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	燃え殻
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・今後も引き続き、埋立処分及び海洋投入処分の予定なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（焼却灰委託量+直接再生利用脱水汚泥量）	燃え殻
	全処理委託量	2,797 t	232 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	1,927 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	↑汚泥委託量=焼却灰搬出量(埋立+再生利用=)+脱水汚泥直接再利用委託量+直接処理(しさ・沈砂)=2,208.98+416.61+171.39=2,796.98 燃え殻委託量：灰珪砂搬出量=232.47 再生利用業者への委託量=焼却灰委託量1,510.51+脱水汚泥委託量416.61=1,927.12		
	（これまでに実施した取組） ・再生利用業者の受入可能量全量を再資源化した。		

(第5面)

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	汚泥	燃え殻
		焼却灰委託量+脱水汚泥搬出量(再生利用)	しさ・沈砂	
	全処理委託量	5,000 t	170 t	220 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t		0 t
	再生利用業者への処理委託量	4,425 t		0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t		0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t		0 t
	↑汚泥委託量：焼却灰搬出量(埋立575+再生利用1,725)2,300+脱水汚泥搬出量(再生利用)2,700=5,000 汚泥しさ・沈砂委託量=170 燃え殻委託量：廃珪砂搬出量=220			
	(今後実施する予定の取組) ・再生利用業者の受入可能量が増えれば、再資源化の推進を図るため、ばいじん、燃え殻を原料として利用している処理業者へ委託量を増やす。			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

花見川終末処理場

